

指定廃棄物処理についてのQ&A

Q 処分施設に入れる廃棄物はどんなものか？

A 栃木県内において保管されている指定廃棄物は1キログラム当たり8,000ベクレルから10万ベクレル程度^{※1}で、原子力施設で発生する廃棄物の放射能濃度とくらべて、はるかに小さいものです^{※2}。

※1 処分施設に入れる量を減らし、性状を安定なものとするために焼却処理することで濃縮し、10万ベクレルを超える場合もあり得ます。
 ※2 原子力施設で発生する廃棄物を浅い地中にコンクリートなどの人工バリアを設置して処分する方法では、放射性セシウムで1キログラム当たり約1,000億ベクレルまで処分が可能であり、この上限値と10万ベクレルを比較すると約100万分の1となります。

○これらの指定廃棄物を処分する場合、処分施設の敷地境界の追加被ばく線量が、埋立期間中においては年間1ミリシーベルト以下、埋立期間終了後は年間0.01ミリシーベルト以下となり、安心して生活していただけます。

Q 栃木県の指定廃棄物はどこで処理するの？

A 指定廃棄物は一時保管がひっ迫しており、早期に処理するため、それぞれの県内で処理する方針です。栃木県内に設置する指定廃棄物の処分施設については、地元の実情やご意向を最大限考慮して、国が丁寧に手順を踏んで候補地を選定します。

○地すべりや洪水などの自然災害の影響や生活空間からの距離などを考慮して土地を選定します。

○市町村長会議を開催し、県や市町との意見交換を重視しつつ、それと並行して、有識者会議を開催し、科学的・技術的な観点からも議論をいただき、丁寧に候補地選定を行います。

放射線についての基礎知識

「放射性物質」「放射能」「放射線」は、混同されがちですが、それぞれ意味が異なります。

電球と光の関係でたとえると…

	電球	放射性物質
出すもの	光や放射線を出すもの	放射能(放射線を出す力)
出す力	光を出す力	放射線(見える)
出るもの	光(見える)	放射線(見えない)

放射能の単位 ベクレル (Bq)
 放射能の強さを表す単位
 値が大きいほど能力が高い

放射線の単位 ミリシーベルト (mSv) シーベルト (Sv)
 放射線が体を与える影響の大きさを表す単位
 「どれくらい被ばくしたか」(被ばく線量)
 1Sv=1000mSv(ミリ=1000分の1)

ベクレル (Bq) シーベルト (Sv)

日本の平均1人当たりの自然放射線

日本平均 **2.1** ミリシーベルト/年

放射線源	放射線量 (ミリシーベルト/年)
大気中のラドンなど	0.48
大地から	0.33
宇宙から	0.3
食品から	0.99

身の回りの放射線からの被ばく線量

海外旅行の場合
 東京・ニューヨーク 往復飛行機の旅
 ~0.19ミリシーベルト

医療の場合
 胃のエックス線検診 一回あたり
 3ミリシーベルト程度

放射線医学総合研究所ホームページより

指定廃棄物の処理につきましては、みなさまのご意見を伺いながら、丁寧に進めてまいります。あらためて、みなさまのご理解とご協力、よろしくお願い申し上げます。

指定廃棄物についてのお問合せ窓口

環境省 指定廃棄物に関するお問合せ窓口
 03-6741-4535 (平日/9:30~18:15)
 【ホームページ URL】 <http://shiteihaiki.env.go.jp/>



栃木県 環境森林部廃棄物対策課
 028-623-3107 (平日/8:30~17:15)



「放射性物質を含む廃棄物のいま」

栃木県にお住まいのみなさまへ

大切なお知らせです▶▶▶



平成23年3月に起こった原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下しました。この放射性物質が、私たちの生活の中で排出されるごみの焼却灰や下水汚泥、稲わらやたい肥などに一定濃度を超えて付着・濃縮したものを指定廃棄物と呼び、国が処理を行うことになっています。しかし、処理体制が整わず栃木県においても、やむを得ず一時的な保管をお願いせざるを得ない状況が続いています。

今後、長期的には自然災害なども心配されることから、一時的に保管している指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。そのため、みなさまのご理解とご協力が必要です。

指定廃棄物とは？

一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超える放射性物質を含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行うことになっています。処理体制が整うまでの間は、事業者保管にお願いしています。

いま

県内各地に分散

指定廃棄物の一時保管のいま

現在、指定廃棄物は、国による処理体制が整わないため、県内のごみ焼却施設や下水処理施設、農家の土地などで安全に保管・管理していただいています。その保管量は、福島県に次いで多く、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物が約14,000トン*、県内各地(約170カ所)に分散して保管されています。これらは、一時保管場所の不足や保管の長期化といった様々な問題に直面しています。

*平成25年3月31日時点



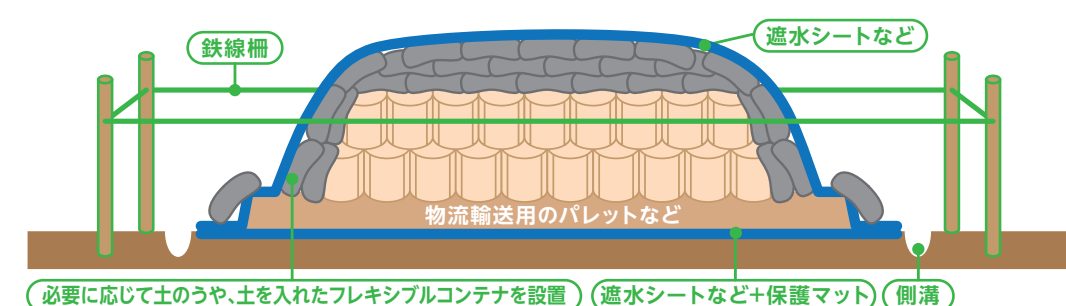
指定廃棄物

一時的な保管の状況

安全に一時保管されていますが…

指定廃棄物は、国のガイドラインにしたがって、雨水などが入らないように建屋内または遮水シートなどで厳重に覆い、飛散・流出しないように保管されています。また、放射線量を測定し、周辺への影響がないことを確認しています。

指定廃棄物の保管例



①ごみ焼却施設では焼却灰を丈夫な袋に詰めて、テントなどの建屋内で一時保管しています。



②農家の土地などでは、稲わらやたい肥などに遮水シートをかけて一時保管しています。

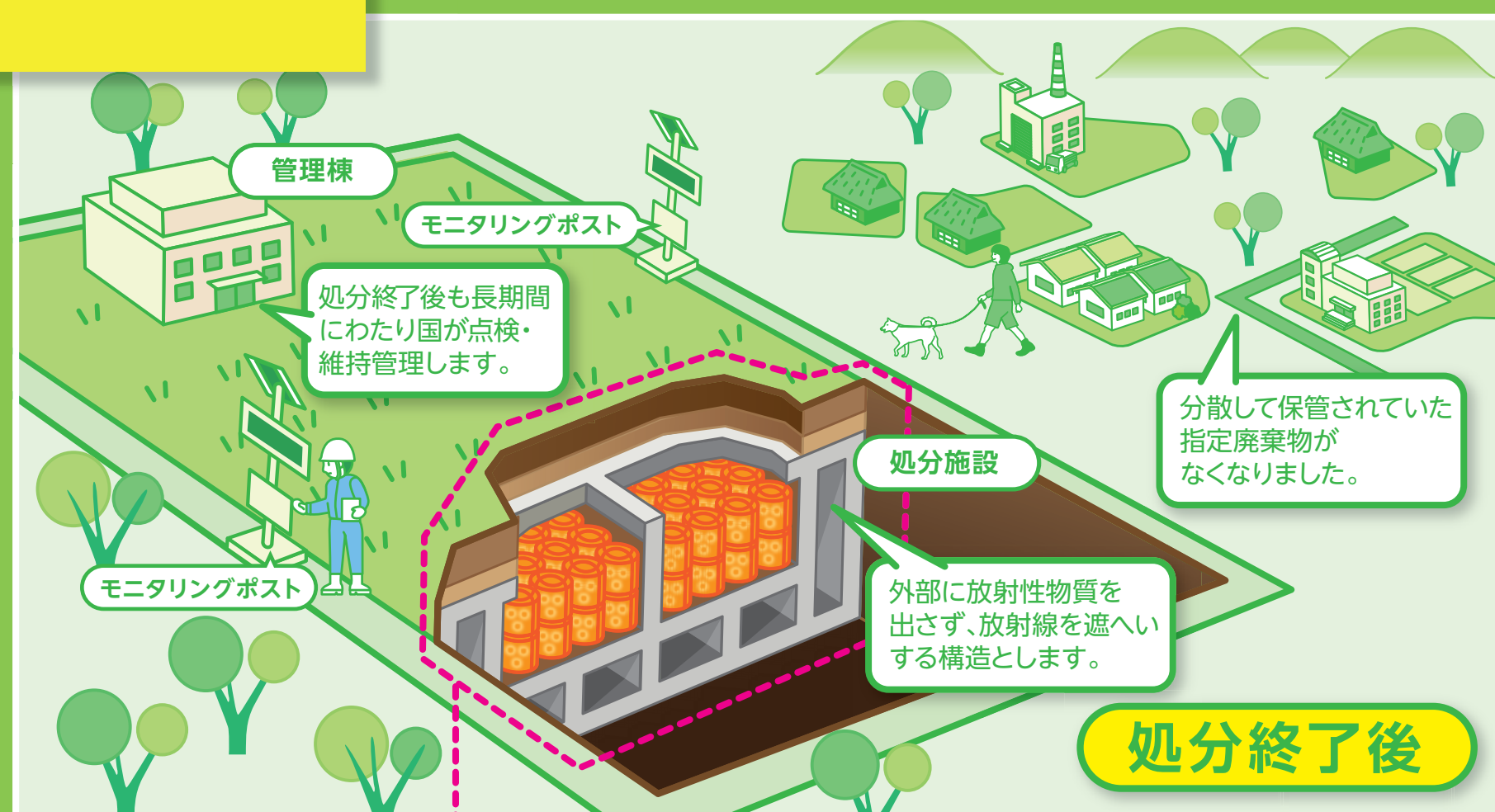
現在、一時保管されていますが、長期的には自然災害などの心配もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。

今後

処分施設に集約

指定廃棄物を安全に処理するために

- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するために、国が処分施設を建設します(一定期間、仮設焼却炉を併設)。
- 地震などの災害に強く、外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造とします。
- 搬入中は周囲の環境への影響を最小限に抑えけるとともに、処分終了後も長期間にわたり、国が点検・維持管理します。

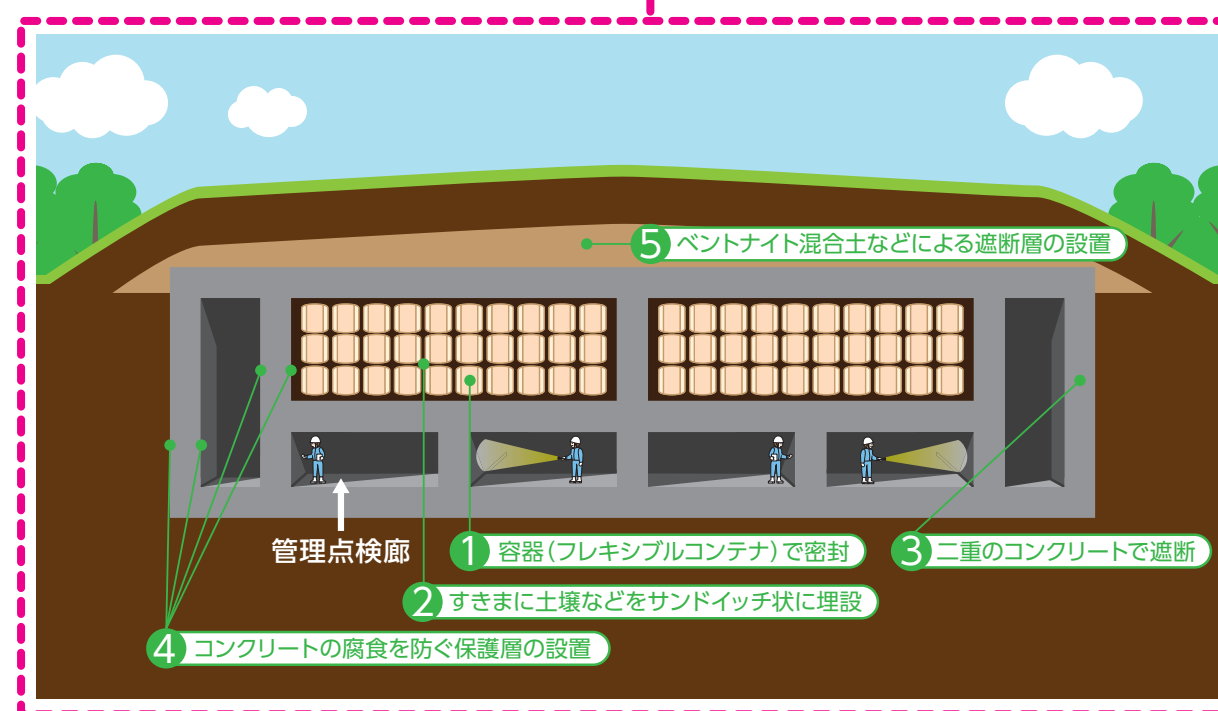


指定廃棄物

周囲への影響を遮断します

より安全な施設です。

処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検廊を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。水が廃棄物に接触しない構造とすることで放射性物質の漏出を防止します。また、これらの対策により、放射線の外への影響は約400万分の1に低減されます(覆土1mの場合)。



※管理点検廊から直接目視によりコンクリート構造物の健全性を監視します。

管理を徹底し、測定データの収集、結果の公表を行います。

指定廃棄物の搬入・中間処理・埋立中はもちろん、処分終了後も敷地周辺の放射線量の測定や、地下水の水質(放射性セシウム濃度ほか)などを測定し、結果を常時公表します。また、処分施設の周辺の環境も含め、みなさまの安全・安心の確保に万全を期していきます。